

## 利府町出前講座実施要項

- 1 趣旨  
町民の行政に対する関心と理解を深め、町民総参加のまちづくりの実現のため、町民の求めに応じて、町職員を講師として派遣する利府町出前講座を実施し、開かれた町政の実現を図るものとする。
- 2 実施主体  
利府町生涯学習課とし、受付窓口は同課生涯学習係とする。
- 3 利用者の範囲  
町内に在住、在勤、在学している10名以上の団体とする。
- 4 開催日時  
祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後9時までとし、1回の出前講座の開催時間はおおむね1時間から1時間30分以内とする。
- 5 講座の内容  
別表メニューとする。
- 6 経費  
出前講座の講師の派遣は無料とする。ただし、会場使用料及び材料費等必要な費用については、利用者の負担とする。
- 7 会場  
出前講座の会場は、町内公共施設等（集会所等）の学習可能な施設とし、会場の確保及び準備・進行については利用者が行うものとする。
- 8 申込み方法  
利用者は、出前講座申込書を講座開催希望日の3週間前までに、利府町生涯学習課生涯学習係に直接申込みするものとする。
- 9 利用の制限  
次の各号に掲げる場合は、出前講座の利用を制限することが出来る。  
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害する恐れがあるとき。  
(2) 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれがあるとき。

## 1 0 変更等について

利用者は、開催日時、場所等の変更、又は出前講座の利用を取り消すときは、直ちに利府町生涯学習課生涯学習係に届出をするものとする。

## 1 1 メニューの作成及び更新

- (1) メニューは各課等で対応できる講座内容を集約して作成する。
- (2) メニューは、年度を単位として作成し、必要に応じて年度途中であっても追加変更することが出来る。
- (3) 町民の希望を把握し、時代にあった魅力的なメニューの開発と研究に努めていくものとする。

## 1 2 事務手続き

- (1) 受講希望団体は、メニューを参考に希望講座担当部署と内容・日程等を調整する。
- (2) 調整結果後、受講希望団体は申込書に記入し利府町生涯学習課生涯学習係へ提出する。
- (3) 利府町生涯学習課生涯学習係は、職員派遣依頼書により講座担部署へ派遣依頼をする。
- (4) 利用団体は出前講座受講後、出前講座受講報告書を利府町生涯学習課生涯学習係へ提出する。

## 1 3 講師派遣の経費

講師派遣に係る時間外手当は、講座担当課で対応するものとする。

## 1 4 その他

本講座は、町民に対しての学習機会を提供するものであり、講座の内容に関する質問や意見交換は考えられるが、苦情や陳情の場ではないものとする。